

### 【すこやか歳時記】 如月の候



2月は逃げるほど短い月間に。計画的に効率的な業務推進と健康管理も大切な時期です。

今年もすでに1月は終わって、あっという間に2月です。「1月に行く、2月は逃げる、3月は去る」という言葉があるように、年度末に向けて無駄のないスケジュール管理が求められる時期です。実際に2月は28日間しかなくて、「建国記念の日」と「天皇誕生日」の祝日もあり、さらに実働日数は少なくなります。計画的に効率的な業務を進めて「2月を逃がさない」ように心がけてください。

また、今月は「全国生活習慣病予防月間」や「職場における健康診断推進運動」の月間になっています。引き続き、新型コロナ禍の対応を徹底することはもちろん、それ以外の健康管理も大切です。「節分」や「立春」という季節の変わり目に、あらためて生活習慣も見直してみてください。



### 日々是好日カレンダー

2月 FEBRUARY	
2月	如月・梅見月・雪消月・木芽月
1月	・全国生活習慣病予防月間 ・職場における健康診断推進運動(～2/28)
2火	・節分 ・冬の土用明け ・世界湿地デー ・情報セキュリティの日
3水	・立春 ・大豆の日 ・乳酸菌の日 ・大岡越前の日
4木	・世界対がんデー ・西の日 ・ビートルズの日
5金	・笑顔の日 ・日本語検定の日 ・プロ野球の日 ・ふたごの日
6土	・ブログの日 ・抹茶の日 ・海苔の日
7日	・北方領土の日 ・フナの日 ・長野オリンピックの日
8月	・事納め ・針供養 ・郵便マークの日 ・つばきの日
9火	・福の日 ・漫画の日 ・風の日 ・服の日 ・肉の日
10水	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11木	・建国記念の日 ・文化勲章制定記念日 ・万歳三唱の日 ・仁丹の日
12金	・ペニシリンの日 ・ダーウィンの日 ・レトルトカレーの日
13土	・NISAの日 ・地方公務員法施行記念日 ・苗字制定記念日
14日	・バレンタインデー ・煮干しの日 ・ネクタイの日
15月	・春一番名付けの日
16火	・全国狩猟禁止 ・天気図記念日 ・寒天の日
17水	・アレルギー週間(～2/23) ・天使の囁きの日 ・千切り大根の日
18木	・雨水 ・嫌煙運動の日 ・エアメールの日 ・方言の日
19金	・万国郵便連合加盟記念日 ・プロレスの日 ・天地の日
20土	・交通死亡事故ゼロを目指す日 ・アレルギーの日 ・歌舞伎の日
21日	・国際母語デー ・食糧管理法公布記念日 ・日刊新聞館刊日
22月	・世界友情の日 ・行政書士記念日 ・猫の日 ・おでんの日
23火	・天皇誕生日 ・税理士記念日 ・富士山の日 ・妊婦さんの日
24水	・鉄道ストの日 ・クロスカントリーの日 ・月光仮面登場の日
25木	・梅花祭 ・夕刊紙の日
26金	・血液銀行開業記念日 ・二二六事件の日 ・脱出の日
27土	・女性雑誌の日 ・冬の恋人の日 ・新撰組の日
28日	・エッセイ記念日 ・織部の日 ・ビスケットの日

### 働き方改革セミナーのご案内 in Zoom

**参加無料**  
どなた様もお気軽にご参加下さい

働き方改革セミナーを以下の通り行います。  
参加費無料、オンラインでの開催となりますので、どなた様もお気軽にご参加ください。(ご不明な点は各担当者までお問い合わせください)

#### 労使トラブル未然防止労務管理セミナー

2021.2.19 金 | 15:00～16:30

- 第1部：労使トラブル未然防止
- 第2部：残業代未払対策
- 第3部：オンライン労務監査と弊所資料のご案内

参加申込はこちらから



#### 同一労働同一賃金・就業規則セミナー

2021.2.26 金 | 15:00～16:30

- 第1部：同一労働同一賃金について
- 第2部：就業規則について
- 第3部：テレワーク・リモートワーク導入支援のご案内

参加申込はこちらから



社会保険料納付期限 (1月分は3/1)

★青字は人事労務部門に関わる期日です

## 《今月の特集①》

### 新型コロナウイルス感染症関連

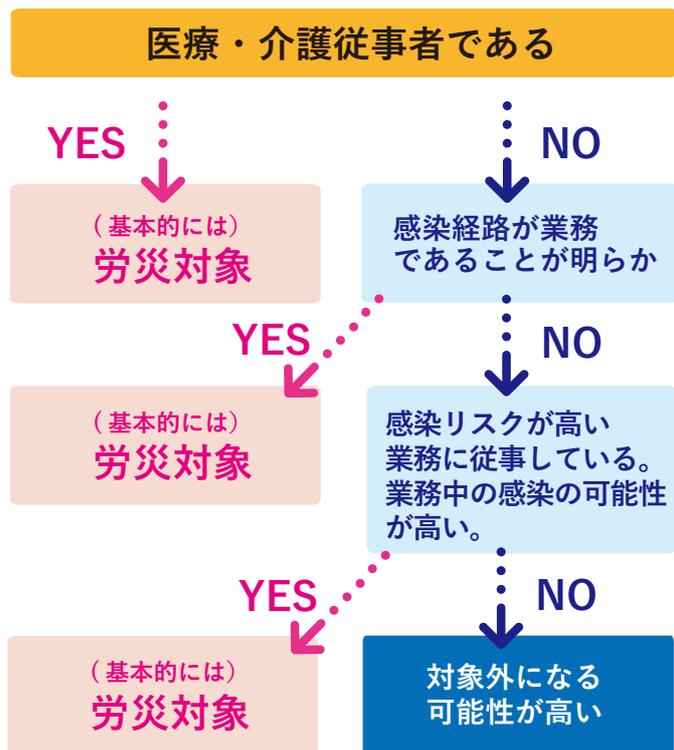
新型コロナウイルス感染症は、令和2年4月の緊急事態宣言発令頃を第1波として、現在第3波が到来しています。最近では変異種の発生や感染者の急増など、いよいよ逼迫した状況で、いつ誰がかかってもおかしくない状態となっています。

今回の特集では「新型コロナウイルス感染症の労災認定基準」「雇用調整助成金の特例期間延長と様式変更」の2つについてお知らせいたします。

#### 新型コロナウイルス感染症の労災認定基準

新型コロナウイルスが感染症が労災として認定されるには、業務起因性(業務が原因となったということであり、業務と傷病等の間に一定の因果関係があること)があることが前提となります。業務起因性の「ある・なし」に対する認定基準が公表されていますので簡単にまとめました。

#### 労災認定フローチャート



※詳しくは各担当までご相談ください。

#### 具体的な認定事例（医療従事者以外の場合）

小売店販売員：店頭で接客をしていた Bさんが発熱などの症状で PCR検査を受けたところ陽性。感染経路は特定さなかったが、発症前14日間の業務内容が日々不特定多数を接客していたこと、私生活では日用品の買い物や散歩など感染リスクが低いことから、業務に起因すると判断され支給決定された。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000647877.pdf>

#### 社長・役員も労災加入で給付が受けられる！

労災は労働者を対象とした制度ですが、**中小事業主の労災特別加入制度**があり、**社長・役員も加入**できます。その場合、労災と認定されれば労働者と同様の給付が受けられます。新型コロナウイルス感染症での労災認定も増えてきていますので、これを機会に加入してはいかがでしょうか。

詳しくはこちらをご覧ください。

社長あんしん労災

検索



<https://www.oyakata-rousai.com/anshin-rousai/>

#### 雇用調整助成金の特例措置期間の延長と申請書様式の変更（押印欄の廃止）

雇用調整助成金の特例措置期間が、令和2年12月31日→令和3年3月31日（1/22発表）まで延長になりました。

また、申請用紙の押印欄がなくなったことにより、申請書への押印が不要となったため、弊社で作成・提出代行を行う場合、事業主様と労働者代表様の記名と訂正印だけいただくようになりました。

要件を満たせば、再度の休業に対しても申請できます。詳しくは担当者までご相談ください。

※緊急事態宣言が2月7日で解除された場合、雇用調整助成金の特例期間は3月末で終了。今後も変更がありましたら随時ご案内します。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/enchou0122\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/enchou0122_00002.html)

## 《今月の特集②》

### デジタルシフト取組事例

リモートワークテレワークやデジタルシフトする際に最低限考慮しなければならないシステム選定一覧

システムの種類の具定例をあげておりますが業種業態等により大きく変わってくるかと存じます。

#### [社内社外コミュニケーション]

①ビジネス chat

chatwork、slack、LINEworks等

②オンライン (web)会議

Zoom、GoogleMeet、Skype、chatworkLive等

#### [社内社外データ等共有管理]

③顧客管理共有、タスク管理共有

(CRM、業務改善プラットフォーム、グループウェア)kintone、Salesforce、サイボウズ Office、Garoon、スプレッドシート、エクセル等

④データ管理共有

(オンラインストレージ・ローカルストレージ) Dropbox、box、Googleドライブ、Docuworks、ワーキングフォルダ、社内サーバー等

⑤スキャナー等

scansnap、OfficeLens、Gyazo

#### システム導入時やデジタルシフト時に注意すべき失敗パターン

①目的不明型

②タイミング型

③非協力型

④メリット不明型

弊所も上記にあてはまらないように日々のアクションで生産性向上と業務改善に取り組んでおります。



※テレワークの導入運用サポートもお気軽にご相談ください。

#### デジタルシフト時に留意している点

- 日々のアクション (チリツモや習慣) と運用に重きを置き会社全体や従業員全体がどこまでついてこれているかで判断する。
- 目的・成果・効果と「できること」「できないこと」「やったほうが良いこと」「やらないほうが良いこと」をしっかりと組織で共有する。
- 機会が減ったからこそリアルコミュニケーションを大切にしつつ、WEB面談や chatツールでのコミュニケーションの質の向上を模索する。

#### クラウドや kintone 等のフル活用で実践したこと

- ①業務量や金額・件数等を可視化
  - ②可視化することで価値が判断できるようになる
  - ③価値や成果・生産性を可視化しないと適切な改善もできない
- 業務量業務内容・時間配分・優先順位を可視化して共有することが適切な業務改善に繋がる。

クラウドやデジタルツールのフル活用により業務量業務内容・時間配分・優先順位等を可視化することでの確なタスク分担と

社内業務の交通整理を行うことで社員間の摩擦や齟齬もへらすことができストレスや業務負担の軽減へと繋がります。

情報・タスク・進捗状況等が一元管理されて共有できていないと確認や検索等に時間を割くことになり業務改善や生産性向上と逆行してしまいます。

クラウドの活用や働き方改革等の実践によりひとりひとりが働きやすい環境を整えることで立場や個性を超えて連携できるようになり想像を超える組織力が生まれます。

## 健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定について

令和2年4月から12月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定を可能とするとともに、令和2年4月または5月に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方についても特例措置が講じられているところです。  
**今般、令和3年1月から令和3年3月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方についても、特例改定の対象となりました。**

## 令和2年8月から令和3年3月までの間に新たに休業により報酬が著しく下がった方の特例

次のアからウのすべてに該当する方が対象となります。

- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和2年8月から令和3年3月までの間に、報酬が著しく下がった月が生じた方
- イ. 著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方（固定的賃金の変動がない場合も対象となります）
- ウ. 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

ご不明な点がございましたら各担当者までおたずねください。

## Quiz&Present クイズ&プレゼント

雇用調整助成金の特例措置 期間が延長になりました。以下より正しいものを選んでください

- (A) 2月28日まで延長
- (B) 3月31日まで延長
- (C) 4月30日まで延長

☆クイズにお答えいただいた方の中から抽選でデスクパーテーションとフェイスシールドをプレゼント



- ▶ 応募方法: 下記メールアドレスに、
  - ① クイズの答えもしくは番号
  - ② 応募者氏名・会社名(店名)・電話番号を明記のうえ、メールでご応募ください。
- ▶ 応募締切: 2021年2月28日  
 ※賞品発送をもって当選発表とさせていただきます。

応募メールアドレス: [mail@fukuokaroumu.com](mailto:mail@fukuokaroumu.com)

## 事務所案内

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。



〒810-0031  
 福岡市中央区谷2-14-8  
 TEL 092-734-2300 FAX 092-734-2301  
 地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩5分



# すこやか労務月報

[2月版]  
No.45

## コロナ、コロブナ、コムナ、全集中!!

コロナは、もちろん「新型コロナウイルス感染症」のことです。感染が広がり始めてもう1年になりますが、収束に向かうどころか予断を許さない情勢です。気を緩めずに各自が集中して感染対策を徹底してください。

コロブナは、「転ぶな」という注意喚起です。この季節はまだまだ冷え込む日もあって、積雪や凍結による転倒事故も増えます。仕事中や通勤・帰宅時にも集中して転倒などの事故に気を付けるようにしてください。

コムナは、「混むな」という注意点です。感染対策のためにも人混みなどの3密を避けてください。また過密スケジュールで無理が重なると思わぬ事故につながることもありますので、ゆとりをもって健全な仕事をお願いします。



2月の  
注意ポイント

- その① 引き続き感染症対策の行動の徹底を!!
- その② 凍結時などの運転や転倒事故に注意を!!
- その③ 計画的な仕事でミスや事故の防止を!!